

# 苫小牧市宿泊税の概要について

## 1 宿泊税導入の背景・目的

旅行者の目的や行動が多様化する現在、本市がこれまで以上に“選ばれるまち”となるためには、新たな視点での取り組みが求められています。

一方で、限られた予算の中で旅行者の対応や地域の魅力向上に関する取り組みを拡充することは容易ではありません。そのため、**地域のにぎわいづくり**や**経済活性化**を図るために**新たな財源の確保**に向け“宿泊税”を導入します。

## 2 税の概要

項目	概要
1 税目名	宿泊税（法定外目的税）
2 課税客体（課税対象）	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊施設への宿泊行為
3 課税標準	宿泊料金（素泊まり料金）
4 非課税事項（課税免除）	修学旅行その他学校行事や保育所行事に参加するもの及びその引率者
5 免税点	設けない
6 税率	定率制 3%（北海道の宿泊税分を含む）
7 税収規模（想定）	年間 約1億2千万円
8 納税義務者	宿泊者（宿泊施設を通じて宿泊者が納税する）
9 特別徴収義務者交付金	期限内納付額の5%
10 システム改修費用	全額補助（上限50万円）
11 徴税開始	令和9年4月

・課税標準とは…税金を計算する基となる金額

・免税点とは…一定の金額まで税金がかからない基準

・特別徴収義務者とは…宿泊税を徴収し、市へ申告・納入する事業者（宿泊税においては宿泊施設）

## 3 税収の使途



“観光振興や交流人口の拡大を図る施策に充当”

### ・観光資源の磨き上げと魅力向上

- ・誘客の促進
- ・補助制度の充実、拡充 など

### ・受入環境の整備

- ・宿泊施設等の受入環境整備
- ・二次交通の利便性向上 など

### ・持続可能な観光地づくり

- ・観光推進体制の強化
- ・サステナブルツーリズムの推進 など

### ・宿泊税導入と運用等に係る経費

- ・特別徴収義務者交付金
- ・システム関係経費 など

## 4 今後のスケジュール

R8.1

条例案パブリックコメント  
(意見募集)

R8.2

条例提案  
(市議会)

R8.3

総務大臣  
協議

R8.7～

制度周知等

R9.4

徴税開始

※上記のほか、宿泊事業者を対象とした説明会（制度概要・システム改修）を随時開催予定

## 5 その他

- ・社会情勢の変化等を踏まえ、5年ごとに制度の見直しを行う

# 苫小牧市宿泊税の概要について

## ● 苫小牧市宿泊税条例骨子

### 1 課税の根拠（第1条）

本市の観光戦略に基づき、国内又は国外の旅行者に選ばれる持続可能な観光地づくりを推進し、その発展を目指すとともに、観光資源の魅力向上及び受入環境の充実を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課す。

### 2 納税義務者（第3条）

苫小牧市内のホテル・旅館、簡易宿所、民泊に宿泊する宿泊者。

### 3 課税免除（第4条）

教育課程の一環として行われる修学旅行その他学校行事等での宿泊は公益性を認め、宿泊税を課さない。

### 4 課税標準（第5条）

宿泊料金の計算方法の区分により定める宿泊料金（100円未満切捨て）とする。

計算方法の区分	宿泊料金
1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1人の宿泊料金
1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1部屋の宿泊料金
1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合	1棟の宿泊料金

### 5 税率（第6条）

宿泊料金の3%。※北海道の宿泊税分を含む

【宿泊料金】

宿泊の対価として支払うべき金額。食事代などを除いた、いわゆる素泊まり料金。

### 6 税額控除（第7条）

宿泊税の額から、宿泊者1人1泊の宿泊料金の区分により定める金額を控除する。

宿泊料金の区分	控除金額
2万円未満のもの	100円
2万円以上5万円未満のもの	200円
5万円以上のもの	500円

【控除金額】

北海道の宿泊税相当額

### 7 徴収の方法（第8条）

宿泊施設の事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し苫小牧市へ納入する特別徴収の方法。

### 8 特別徴収義務者（第9条）

- (1) 旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所の経営者。（下宿は除く）  
(2) 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）の経営者。

### 9 申告納入の手続（第10条）

次表左欄の期間の宿泊税を同表右欄の期限までに申告し納入しなければならない。

3月1日から5月末まで	6月末日
6月1日から8月末まで	9月末日
9月1日から11月末まで	12月末日
12月1日から2月末まで	3月末日

### 10 特別徴収義務者としての登録等（第12条）

宿泊施設を経営する場合は宿泊施設ごとに市長に必要事項を申告しなければならない。  
また、申告内容に変更があった場合は市長に届け出なければならない。

### 11 特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等（第17条）

- (1) 宿泊施設ごとに帳簿を備え付け、必要な事項を記載し、納入申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日まで保存しなければならない。  
(2) 必要な事項が記載された書類を作成し、かつ、当該書類を納入申告書の提出期限の翌日から2年を経過する日まで保存しなければならない。

### 12 賦課徴収の方法の特例（第23条）

北海道が課税する宿泊税がある場合には、苫小牧市にて併せて賦課徴収する。

### 13 帳簿の記載義務違反等に関する罪（第25条）

- (1) 次のいずれかに該当する者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。  
・帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は関係帳簿を隠匿した者  
・規定に違反して帳簿を5年間保存しなかつた者  
・作成すべき書類を作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は関係書類を隠匿した者  
・規定に違反して関係書類を2年間保存しなかつた者  
(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科する。